

地元貢献割合の算出方法及びペナルティについて

○ 地元貢献としての主旨

地元貢献の本来の主旨は、地元企業への発注と地元住民の雇用をもって地域経済の活性化となること、及び地域社会貢献となることを目的としている。

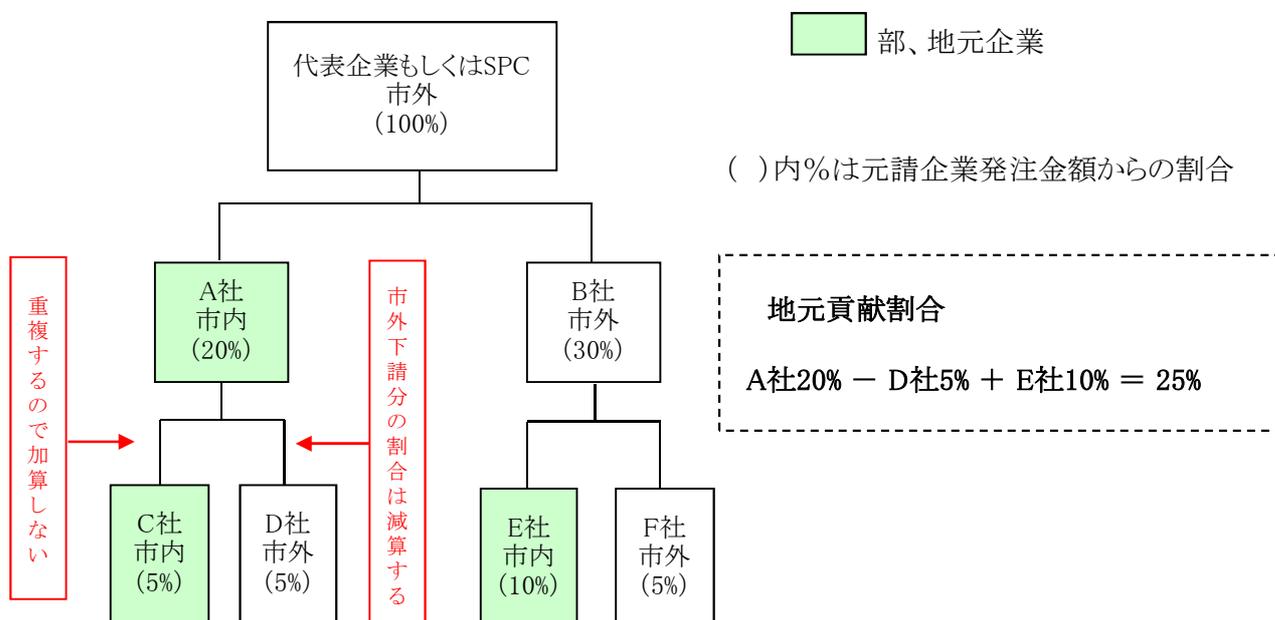
○ 地元貢献割合の算出定義

地元貢献割合の加算対象となるものは、地元企業が受注した工事請負・業務委託の金額と、地元企業が受注した材料・資材等の金額と、地元住民雇用の人件費とする。

1) 工事請負・業務委託における地元貢献割合算出について【施工・運営時】

- ① 工事請負・業務委託において、地元企業への発注が階層構造の一部の場合、可能な範囲における最下層までを地元貢献割合の算出対象範囲とする。
また、その際の合計割合算出において、地元企業発注の重複加算は行わないものとし、地元企業が地元外企業に発注した分は減算するものとする。
- ② JVの場合、非価格要素提案の地元貢献割合算出根拠は事業者による提案とする。
ただし、検証の際には実績をもって確認を行うものとする。
- ③ 地元貢献割合算出時のSPCは、地元外企業の扱いとする。

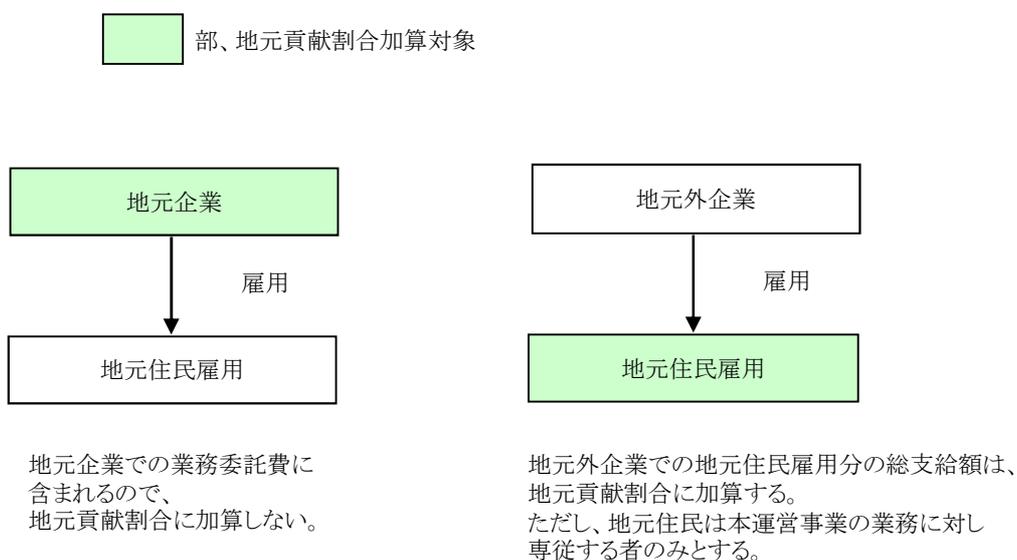
工事請負・業務委託における地元貢献割合の算出例【施工・運営時】



2) 地元住民雇用における地元貢献割合算出について【運営時】

- ① 運営時のみ、地元外企業による地元住民雇用は地元貢献割合の加算対象とする。
- ② 地元住民とは、当該企業の雇用日において、熊本市の住民票を取得して3ヶ月以上経過した者とする。
- ③ 地元貢献割合の加算対象となる地元住民雇用の金額は、雇用された地元住民の総支給額とする。
- ④ 地元住民雇用として認めるのは、本運営事業の業務に対し専従する者のみとする。
- ⑤ 地元貢献割合算出時のSPCは、地元外企業の扱いとする。

地元住民雇用における地元貢献割合の算出方法【運営時】

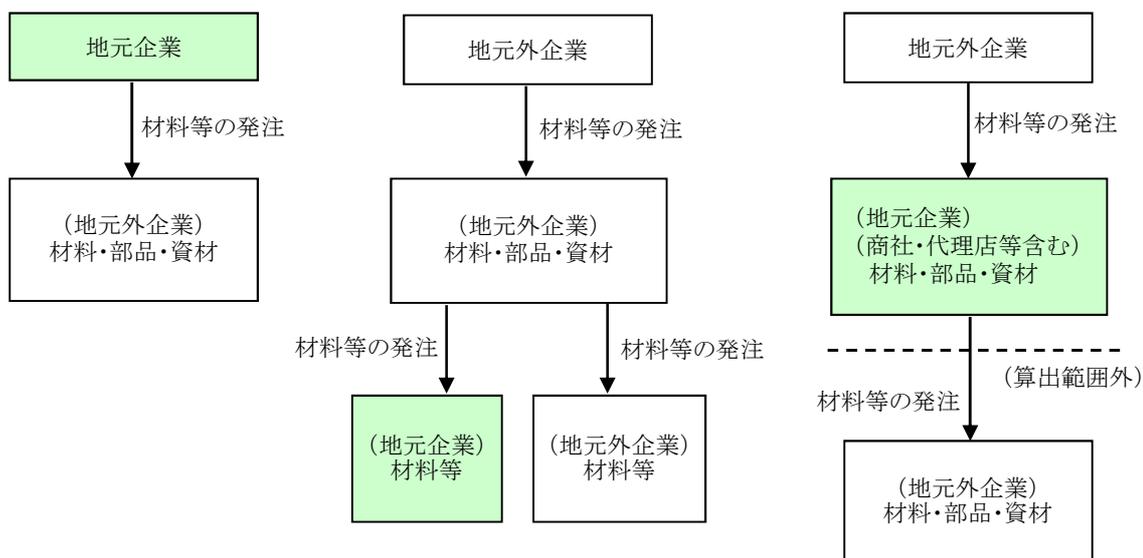


3) 材料・資材等における地元貢献割合算出について【施工・運営時】

- ① 地元企業が材料・資材等を地元外企業へ発注しても地元貢献割合から減算対象としない。
- ② 地元外企業が材料・資材等を地元企業(商社含む)へ発注した分は、地元貢献割合の加算対象とする。
- ③ 材料・資材等の発注を受けた地元企業において、発注品にかかる調達先は地元貢献割合の算出範囲外とする。
- ④ リース契約は材料・資材等の扱いとして地元貢献割合に算出する。
- ⑤ 地元貢献割合算出時のSPCは、地元外企業の扱いとする。

材料・資材等における地元貢献割合の算出方法【施工・運営時】

部、地元貢献割合加算対象



4) 補足説明

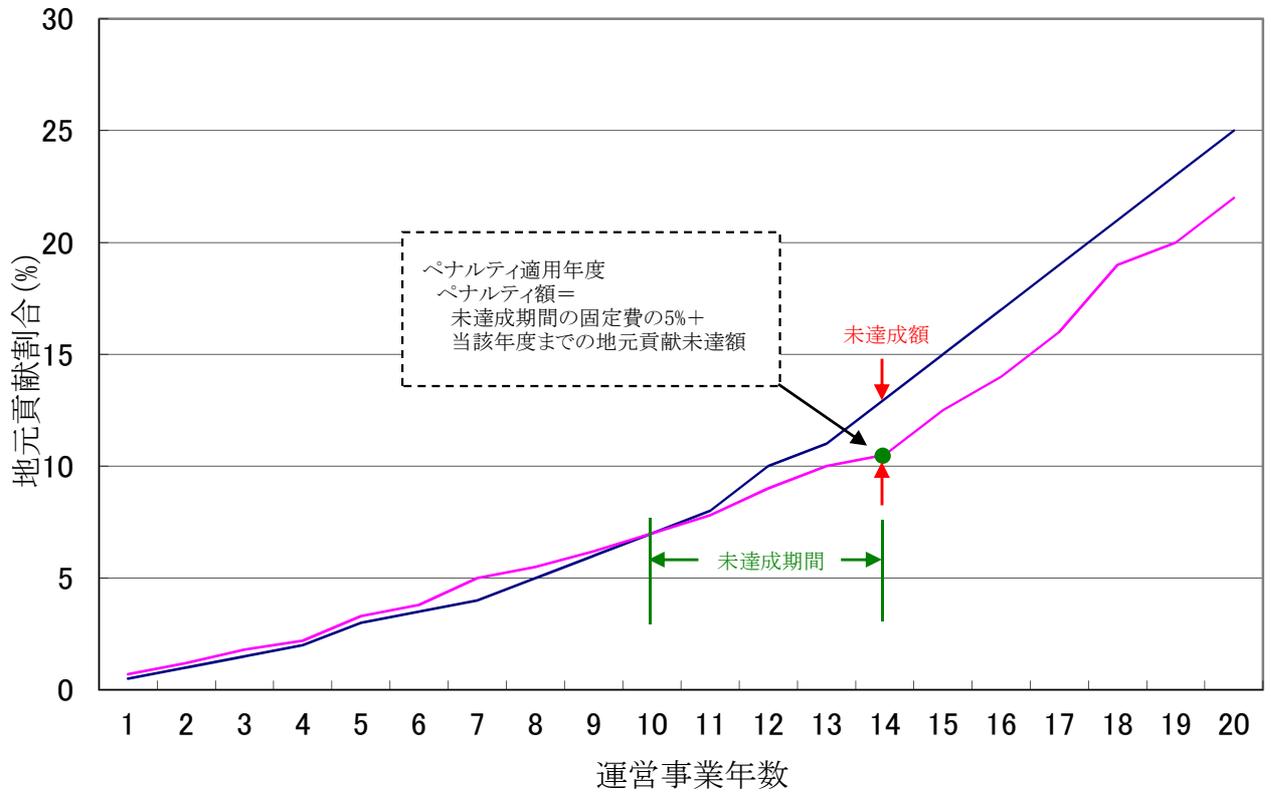
- ① 以上、上記の定めに該当しない事項がある場合には、協議によるものとする。
- ② 上記の定め上、地元貢献割合に算出可能な事例は多々あるが、地元貢献の本来の主旨を踏まえた提案を求めるものとする。
また、検証時には、地元企業の実績及び定款の提示を求め調査を行い、その中で、本来の地元貢献の主旨に沿わないと判断される事例については、地元貢献割合と認めないものとする。
(例えば、地元企業による名義貸しが行われている場合等)
- ③ 非価格要素提案書の様式14号-13業の「…運営段階における地域への経済効果(雇用等)…」の”経済効果”は、地元企業への発注額や熊本市民の雇用により事業者が支払う給与等の合計額を意味する。
その合計額に対し、さまざまな経済学的な仮定を置いて、波及効果等を算出することは意図していない。

5) ペナルティの適用ルール

- ① 施設整備時における地元貢献割合未達のペナルティは、施設整備終了時に適用するが、施設運営時においては、運営期間中にペナルティを適用することができるものとする。
以下、運営期間中にペナルティを適用する場合のルールを記す。
- ② 運営事業者は運營業務委託契約締結時に、運営期間全体における地元貢献の実施計画(各年度の発注金額等)を提出するものとする。
- ③ 市は毎年度、当該実施計画の進捗状況を確認するものとする。
計画どおりの進捗となっていない場合、市は、地元貢献の未達成が確認された年度につき、ペナルティを適用できるものとする。
ただし、運営事業者が改善提案について説明し、市が最終年度における計画達成に問題がないと判断した場合には、ペナルティを適用しない。
- ④ ペナルティを適用する場合、当該ペナルティの金額は、以下に基づき算定する。
※ペナルティ額 = 地元貢献の未達成期間に相当する施設運営費の固定費の5%
+ 当該年度までの地元貢献未達額
※地元貢献の未達成期間: 事業期間から地元貢献を達成した年数を差し引いた期間
(ただし、すでにペナルティを適用した年度については、
地元貢献を達成した年数に含めて計算するものとする。)
※当該年度までの地元貢献未達額からは、既にペナルティを適用した年度に係る
地元貢献未達額を除くものとする。
- ⑤ なお、地元貢献の実施計画については、原則変更不可とするが、計画策定時、及び以前の計画変更時より5年以上が経過しており、市がその変更を承認した場合には、変更できるものとする。
- ⑥ ペナルティの適用後も、当該時点の実施計画に沿った当該年度以降の地元貢献を引き続き求めるものとする。

○運営期間中にペナルティを適用した場合の例

- 実施計画
- 進捗状況
- ペナルティ後の進捗状況



ペナルティ適用後

